

大阪市の3つの要望

① 高齢者向けの新たな生活保障制度の創設

- 高齢者向け家賃補助制度の提案

② 生活保護費の一括支給

- 給与や年金などのように一括して支給する制度に改正
- 医療費等の一部自己負担の導入

③ 生活保護の適正化

- 不正受給対策の推進に向けた福祉事務所の調査権限のさらなる強化

平成30年（前回）生活保護法改正時の附帯決議

衆議院厚生労働委員会

参議院厚生労働委員会

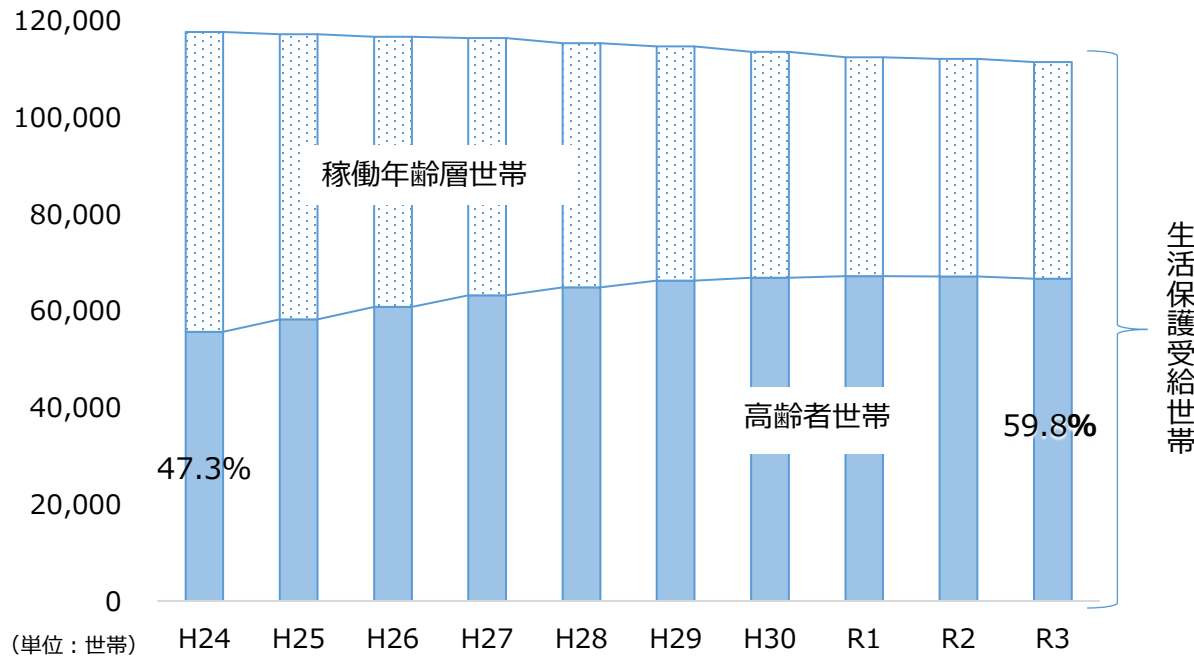
生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占めるに至った現状を踏まえ、単身者や高齢者に対する支援の在り方や、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の有機的な連携の在り方を含め、制度全体の見直しに係る検討を行うこと。（両院附帯決議の要約）



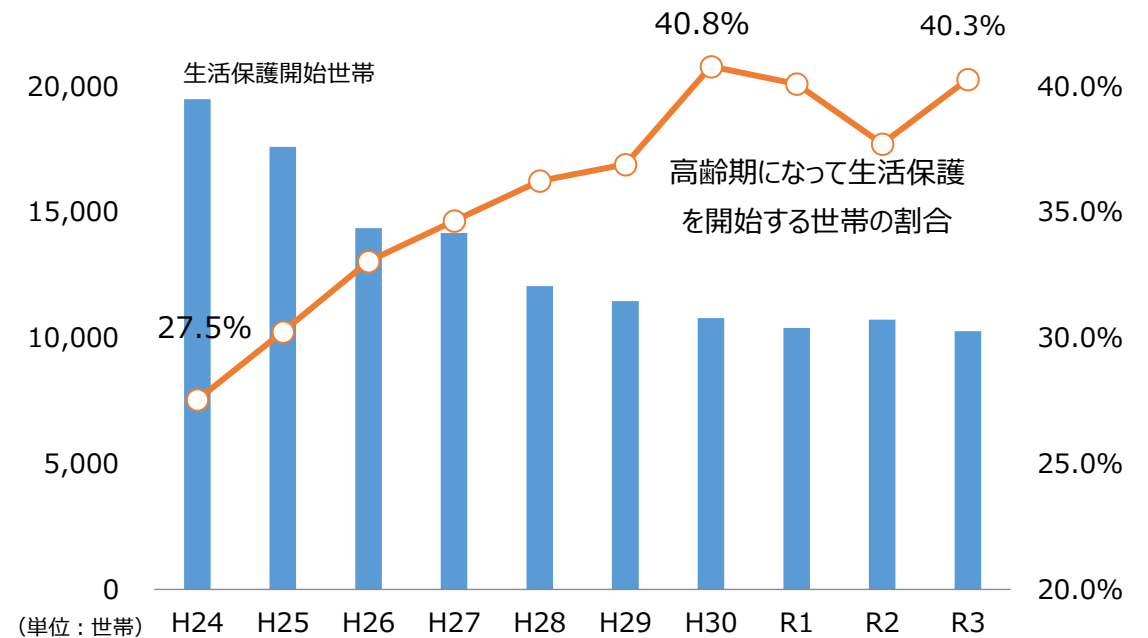
生活に困窮する高齢者支援について、早急に具体的な検討を開始する必要がある

大阪市の生活保護を受給する高齢者世帯の実態

生活保護受給世帯の内訳



生活保護開始世帯の動向



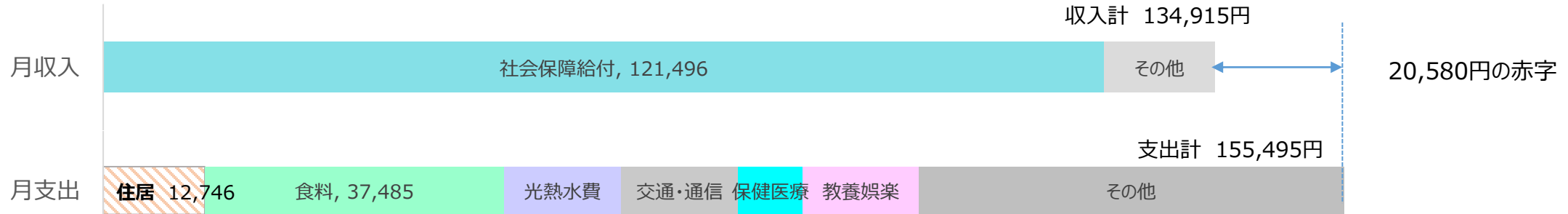
● 高齢者世帯の占める割合が増加している

● 高齢期になって生活保護を開始する方の割合が増加
 (令和2年高齢者世帯の保護開始時の状況
 平均年齢：男性72歳、女性78歳 単身率：88.1%)

長い間、自立して暮らしてこられた高齢者世帯に、必要な支援とは

単身高齢者世帯の暮らしに着目

◎ 全国の65歳以上単身世帯（無職）の家計収支



* R4年 家計調査年報

◎ 住居費の内訳：借家、持ち家世帯別の住居費

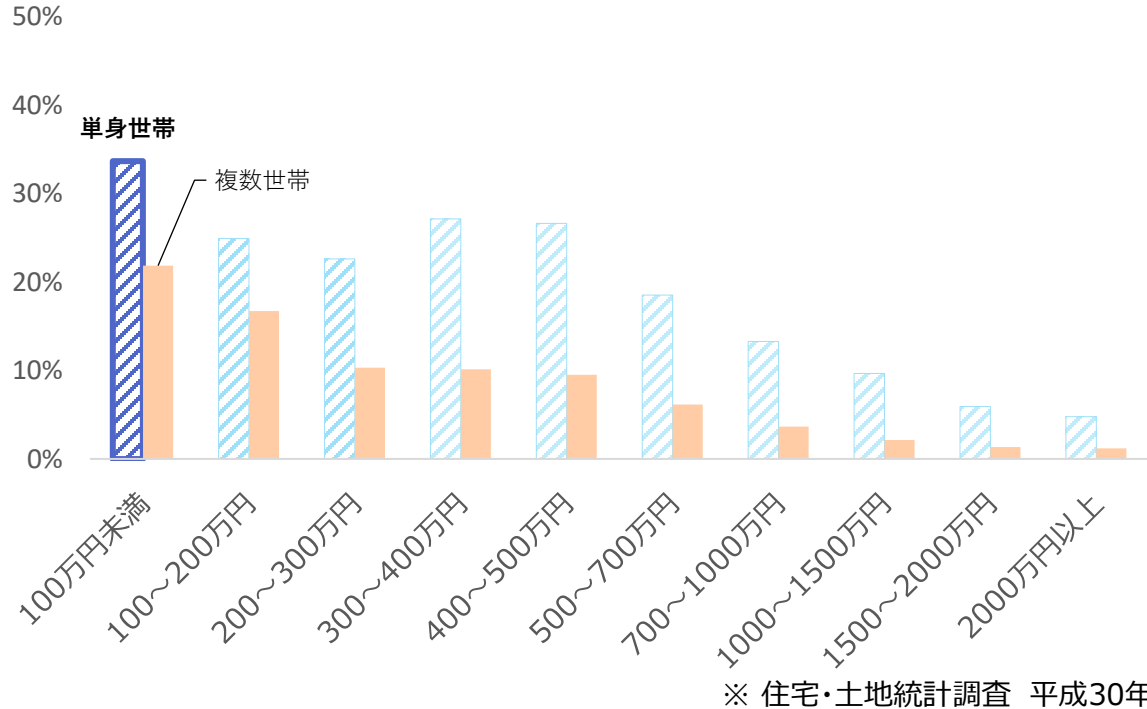
借家の場合 48,636円（支出全体の31.3%）
持ち家の場合 7,696円（支出全体の4.9%）

- 赤字部分は預貯金の取崩しや生活費のやり繰りにより対応
- 借家世帯の家計支出に占める住居費の割合は高い
- 住居費は固定的費用でやり繰りの余地がない

借家世帯は生活困窮に陥りやすいのではないか

住まい支援の必要性に関する考察

世帯収入別借家率（全国）



- 単身で年収が低いほど、借家率は高い

大阪市の生活保護受給者の状況

- 借家率は97.6%
(施設入所者を除く：令和3年度)
- 高齢受給世帯の93.6%が単身世帯
(全国の一般高齢者世帯の単身率は28.8%)
- 高齢になって生活保護申請をする方の理由として「預貯金の減少・喪失」が最も多い

生活保護に至る前の段階における住まい支援が有効ではないか

住まいへの支援に関する国の議論

○ **全世代型社会保障構築会議** 報告書（令和4年12月16日）抜粋

今後、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、独居高齢者、生活困窮者をはじめとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要である。

住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、

そのために**必要となる施策**を**本格的に展開すべき**である。

高齢者の住まいを支援することの効用

◆ 住み慣れた場所で暮らし続ける

高齢期における居住の安定を確保することで現役時代に形成した年金や預貯金を活用し、また親類や知人との関係を継続しながら、**住み慣れた住まいで、これまでどおりの自律的な暮らし**を続けることができる

◆ 困窮の早い段階で支援につながる

生活保護に至る前の段階で公的支援の窓口につながることで、その後**必要となる支援**（介護サービス、生活の困りごとなど）**が受けやすくなる**



生活に困窮する高齢者支援について、家賃補助制度の創設を検討されたい